

IC カード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される字句は、この特約において定義されるもののほか当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは次の場合に利用することができます。

- (1) 金庫所定のICカードが利用できる現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払出をする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上

(平成26年4月1日現在)